

子ども条例委員会の役割

- 条例では、子ども条例委員会の役割として「子どもの権利の保障・擁護の視点から、市の現状を検証・市長に提言」となっておりますが、ここでは、もう少し具体的に委員会の役割について説明いたします。
- ただし、事務局が作成した当面の方針であり、今後、委員会の協議の中で方針が変更となる場合がございます。

- 令和6年度・令和7年度

市長からの諮問事項の検証・答申を行う。

◆「日野市子ども条例の周知・啓発」

◆「子どもの権利侵害に対する相談・救済体制」

- 令和8年度～

日野市子ども条例の推進計画である「日野市こども計画」の基本目標・方針及び施策の検証（令和7年度実績に基づいたものより検証を開始する）

ただし、その間に市長から新たに出される諮問の検証及び委員会独自の検証を妨げるものではなく、それらを優先して行う。

※「子ども・子育て支援会議」や「子ども家庭支援センター運営協議会」と棲み分けを行うことにより、委員会の設置の意義を具体的なものとし、対外的に説明できるような整理とした。

(案)日野市こども計画の体系図

子ども・子育て支援会議では、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ 1) を、子ども条例委員会ではⅣ 2)の取り組み状況を協議する

基本理念	基本目標	方針	方針に紐づけされる施策の一例
子ども・子育て支援会議	Ⅰ ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援	1) 妊娠・出産期からの切れ目ない支援	各種相談窓口機能の充実 ファミリーアテンダント事業（アウトリーチ） 産後ケア事業 伴走型支援
		2) 心と体の健やかな成長を支える環境づくり	医療的ケア児・障害のある子など配慮を要する子への生活環境支援 発達障害のある方への支援
	Ⅱ 子どもの健やかな育ちへの支援	1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援	保育・教育サービスの確保 質の担保・維持
		2) 安心して子育てするための費用助成	各種手当 医療費助成 就学援助
		3) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり	児童館 子どもひろば プレーパーク 公園
	Ⅲ 子育て・子育てを支えるまちづくり	1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり	ひのつち 青少年委員 育成会 ファミサポ 子ども食堂 NPO等 子育て支援団体との協働・活動支援
		2) 子育てしやすい環境整備	プッシュ型情報発信 手続きのデジタル化 市内安全パトロール
	Ⅳ 子ども・若者の成長と自立への支援	1) 困難を有する子ども・若者とその家族の継続した支援	虐待防止 不登校 ひきこもり ひとり親家庭等の自立支援 貧困 ヤングケアラー
		2) 子どもの権利（生きる権利・育つ権利・守り守られる権利・参加する権利）の保障・擁護	子ども条例の周知・啓発 子どもオンブズパーソン オンラインプラットフォームの活用 ひのミラ 子ども若者の意見表明の機会創出

※体系図は変更となる場合がございます。

ただし、「日野市こども計画」は子ども施策全体を横断する計画のため、各会議体(例:子ども子育て支援会議、子ども家庭支援センター運営協議会、子ども条例委員会など)での議論は妨げないものとし、子ども条例委員会の検証内容を共有するなど各会議体は有機的に関わっていくものとする。